

## ごみステーションの設置、整備及び管理に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、竹原市におけるごみ収集の効率化・公平化を確保するために必要なごみステーションの設置、整備及び管理に関する基準及び制度について、必要な事項を定めるものである。

(主体)

**第2条** 市が一般廃棄物（事業系及び収集しないものを除く。）の収集を行うごみステーションの設置、整備及び管理は原則自治会によるものとする。ただし、極地などの自治会に属することが困難、または自治会での管理が困難な場合はこの限りでない。

(利用者)

**第3条** ごみステーション利用者は、竹原市民とし、自治会によるごみステーションの管理に協力しなければならない。

(設置基準)

**第4条** ごみステーションの新設（増設を含む。）の基準は、ごみステーション利用世帯数がごみステーション周辺において各々が20世帯以上であることとする。ただし、次の場合には、市と協議し、設置の可否を判断することとする。

- (1) 最寄のごみステーションまで300m以上、または地理的要件にて排出が困難な場合。
- (2) 新規造成地で今後20世帯以上が使用する見込みである場合。
- (3) その他、特別な事由がある場合。

(設置整備要望書)

**第5条** 自治会がごみステーションを新設（増設を含む。）、移設する場合、または改修等により、市へ物品（看板、ネット、ボックス、その他の原材料）の支給申請を行う場合は、市へごみステーション設置整備要望書（別記様式第1号）を事前に提出しなければならない。

(確認書)

**第6条** 自治会がごみステーションを新設または移設する場合であつて、個人または事業者等（以下、土地所有者という。）の管理する土地に設置する場合には、市が定める確認書（別記様式第2号）により、その土地所有者と自治会との二者において確認書を交わし、市へその写しを提出しなければならない。

(交通整理に関する連絡)

**第7条** 交通整理を伴う事業を行うものは、市へ交通整理区間、期間、整理内容について届け出なければならない。

(ごみ収集受託者との調整)

**第8条** 市は、第5条に定めるごみステーション設置整備要望書による届出（新設または移設

に限る。), または第7条に定める届出を受理した場合、すみやかにごみ収集受託者に連絡しなければならない。

(ごみステーションにおける不法投棄について)

**第9条** ごみステーションにおける不法投棄については、自治会で処理することとする。ただし、自治会での処理が困難なものについては、市と自治会が協議し対応することとする。

(設置整備要望)

**第10条** 第5条に基づく物品支給の申請者は、そのごみステーションを管理する自治会長とする。ただし、市が認めるものについては、この限りでない。

2 第5条に基づく物品支給の申請のうち、ボックス、その他の原材料の支給は、一自治会につき年2件までとする。ただし、物品支給は予算の範囲内とする。

(適用除外)

**第11条** この規程は、事業者による廃棄物集積箇所（アパート等であって、事業者が自ら一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ収集運搬を委託する場合を含む。）については、適用除外とする。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。